

石狩市人材確保 支援事業補助金



石狩市では市内事業者が実施する人材確保及び定着に向けた取組の支援として、補助対象経費の2分の1以内で最大10万円を交付します！

補助対象者

- 石狩市内に本店、支店又は営業所等を有する者
- 石狩市税の滞納がない者

補助対象経費

- 求人広告の掲載に関する経費
- 採用パンフレット・動画制作に関する経費
- 採用ホームページの作成・改修に関する経費
- 採用広報に関するコンサルティング活用に関する経費
- 人材紹介サービスの活用に関する経費 等

申込方法

商工労働課（市役所3階）「窓口」で申請または「郵送」

【申請書類】

- (1) 石狩市人材確保支援事業補助金交付申請書
- (2) 人材確保事業の概要を示す書類
- (3) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (4) 事業所、事務所等の所在地が確認できる書類（登記簿謄本、確定申告書等）
- (5) 市税の完納証明書（申請日前1箇月以内に交付された原本）
- (6) その他市長が必要と認める書類

詳しくは市HPを
ご確認ください。

【お問合せ先】

石狩市産業振興部商工労働課（☎0133-72-3166）

